

特定非営利活動法人福山ろうあ協会
(NPO福山ろうあ協会)

定款

特定非営利活動法人 福山ろうあ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福山ろうあ協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市西町一丁目19番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者市民が地域で自立した生活をしていける社会の実現を図るため、聴覚障害者の自立支援や、障害者の暮らしやすい街づくりに関する政策提言活動等に関する事業を、聴覚障害者が主体的に行うことにより、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に対する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①福山市障害者等地域活動支援センターに係る事業
 - ②聴覚障害者に関する福祉サービス提供事業
 - ③聴覚障害当事者によるピアカウンセリング事業
 - ④聴覚障害者福祉に関わる人材育成事業
 - ⑤聴覚障害者問題の解決に向けた知識の普及及び啓発事業
 - ⑥聴覚障害者問題に関する機関誌の発行事業
 - ⑦聴覚障害者問題に関する情報の収集提供及び研究事業
 - ⑧聴覚障害者福祉施策に対する提言事業
 - ⑨聴覚障害者の人権に関する啓発及び推進事業
 - ⑩訪問介護（介護予防訪問介護）事業
 - ⑪障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービス事業
 - ⑫聴覚障害者問題に関わる団体に対する支援事業
 - (2) その他の事業
 - ①講演会、映画などの企画上演などの各種チャリティーイベントの実施事業
 - ②聴覚障害者に対する福祉に関わる書籍などの出版事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、第3条に掲げる目的に賛同した正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

①この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人

②正会員は、正会員A及びその配偶者である正会員Bの2種とする。

(2) 賛助会員

この法人の目的及び事業に賛同して入会し、この活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申し込み者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出することによって賛助会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失及び退会)

第9条 会員でこの法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出し任意に退会する権利を有する。

2 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 半年以上の会費の滞納が生じたとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、総会において定められた定数の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1) この法人の定款及び細則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の掲げる目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の事業を定款及び細則に定める範疇を逸脱し、個人もしくは特定団体の利益に悪用したと認められたとき。

2 前項の規定により正会員を除名する場合は当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明及び釈明の機会を与えることを妨げてはならない。

(拠出金等の不返還)

第11条 この法人は第6条に掲げる2種の会員が既に納入した入会金及び会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第12条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人は理事長、若干名を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長、事務局長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人をこえて生まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項及び第21条第6号及び第8号の規定にかかわらず理事会の議決により、これを臨時措置として選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決の基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会において意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条

役員任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任後においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には後任者の就任が決定するまで、その職務を遂行する責務を有する。

4 前各号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条

役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には特定非営利活動法人にかかわる活動に要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第19条

この法人に顧問として2人以内を置くことができる。

2 顧問はこの法人の必要とする学識経験者又はこの法人の運営に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問はこの法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して助言を行う。

4 第15条第1項の規定は顧問についても準用するものとする。

(職員)

第20条

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条

この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条

総会はこの法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 合併

(3) 解散

(4) 入会金及び会費の額

(5) 事業計画及び予算並びにその変更

(6) 事業報告及び収支決算の承認

(7) 役員を選任及び解任

(8) 解散した場合の残余財産の処分

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条

通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第25条

総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会日の2週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。

3 前条第2項の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから2ヵ月以内

に会議を招集しないときは、請求をした者（ただし、前条第2条第1号及び第2号の場合においては、請求をした者の代表者）は、会議を招集することができる。

（総会議長）

第26条 総会における議長は、出席した正会員のうちから理事長が指名する。

（定足数）

第27条 総会は正会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。

（議決）

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において第23条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項についての表決権を議長の決するところにより、行使することができない。

（書面表決等）

第29条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第27条及び前条第1項の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第30条 議長は、総会の議事について議事録を作成する。作成された議事録は、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録著名人2名以上が署名し、保存しなければならない。

第5章 理事会（理事長執行部会）

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事が、理事会を開催するにあたり必要と認められ得るときは、事務局員の出席を要請し、意見を求めることができる。

（権能）

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第46条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 役員報酬、職務

(5) 入会金及び会費の額

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他、この法人の運営に関する事項

（開催）

第33条 理事会は次の各号のひとつに該当する場合開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から、口頭又は、署名された書面をもって会議の目的である事項が示され、招集の請求があった場合

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日とき、場所、目的を明確にし、少なくとも5日前までに招集連絡を行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

第37条 理事会の議事はこの定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

2 理事会において第34条第3項の規定により、あらかじめ連絡された事項のみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権)

第38条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ連絡を受けた事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代表権を証する書面を会議ごとに理事長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により、表決権を行使する理事は第36条及び前条第1項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 議長は理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成する。議事録は、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録著名人2人が署名し、保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、毎事業年度開始の前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、事務局が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第49条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の処分)

第50条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経てかつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 この法人が解散したときは、理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第8章 雑則

(委員会)

第55条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、必要とされる各種の委員会を設けることができる。

2 設置された委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施細則)

第56条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 金尾千三

副理事長 宇田忠生、門田潤美

理事 延木登代子、塩見正夫、檀上博明、原田富雄、延木和宏、
三井康平、天野昌紀、杉原瑞枝、林俊興、三宅淳之、

監事 杉之原勝彦、吉岡貞子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、設立の日から2011年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、設立の日から2010年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる金額とする。

正会員A 11,000円

正会員B 9,000円

賛助会員（個人） 1,500円

賛助会員（団体） 20,000円